

つくば市入札監視委員会
平成26年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成27年1月28日(水) 14:30～ つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) 安田 泰二 (国立研究所研究官) (敬称略)	
審議対象期間	平成26年4月1日 ～ 平成26年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による 建議の内容	1. 同一事案の中で、審査に付された書類によって数値に違いがみられた箇所があったが、それを正しい値に訂正し統一されたい。 2. 低入札価格調査票の「当該価格により入札した理由の適否」や「入札価格積算内訳の適否」については、より説得力のある表現で記述した方がよい。 3. 審議事案説明書の中の想定業者数に関しては、入札参加資格要件を踏まえ、単に業者数だけではなく、何の要件を満たすのかという説明を加えるなど、書き方を工夫してもらいたい。 4. 随意契約における業者選定時に、工事評点を考慮するなど、ある程度基準を明確化することを前向きに検討願いたい。 5. 入札参加資格要件の業務実績については、ある程度期間を区切って設定した方がよい。	
その他	会議開催前に、平成25年度第2回定例会議の審議事案となった消防庁舎建設工事の現場見学会を行った。 次回会議(平成27年7, 8月予定)の審議事案抽出当番委員は、村上委員とする。	

【事案1】 25国補特環第27号土田地区幹線管布設工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成26年5月28日
主管課	上下水道部 下水道整備課
種別	土木一式工事
入札者数	18者（参加申請:25者）
予定価格	30,020,000円(税抜き)
落札額	22,690,000円(税抜き)
落札率	75.58%

質問・意見

回答・説明

失格基準価格と同額で落札しているが、そのためには予定価格を正確に把握しなければならないと思う。予定価格は事後公表か。
それから、低入札価格調査基準価格等の計算式は公表されているのか。

予定価格については、以前は、全て事前公表だったが、市内業者の積算レベル等を考慮し、予定価格が1,500万円以上の建設工事の案件についてのみ事後公表とした。
低入札価格調査基準価格等の計算式については、国の公契連の最新モデルを採用しているが、ホームページにて公表しており、契約後にはその価格についても公表している。

予定価格は、完全に推計可能なのか。
低入札価格調査基準価格等の計算式は示されていたとしても、失格基準価格と同額とは、予定価格を知った上で計算式に当てはめて入札したということではないのか。

標準的な土木・下水道関係工事については、国・県の歩掛けや県の単価等が示されており、それを基に積算するため、計算方法がわかれば予定価格は推計可能である。正しい積算ができれば、低入札価格調査基準価格や失格基準価格についても算出可能である。
以前は、予定価格は事前公表だったので、積算せずに大体の価格で入札してしまう業者もいたようだが、予定価格を事後公表にすることで、正しい積算をしている業者が応札・落札することになると考える。

低入札価格調査において適切と判断した考え方を教えていただきたい。

低入札価格調査要領に具体的な調査項目が定められており、それに基づき落札候補者に対し聞き取り調査等を行い、落札者とすることの適否を判断している。
また、低入札価格調査制度において、失格基準価格を定め、その価格に満たない者は失格となる。

失格基準価格以上ならば、聞き取りした上で施工可能であると判断するということか。

そのとおりである。

細かいことであるが、低入札価格調査票の「入札価格積算内訳の適否について」の直接工事費等の設計額に対する割合と「低入札価格調査結果(総評)」の直接工事費等の設計額に対する割合が違っているので正しい数値に訂正していただきたい。

おそらく端数処理の関係で違ってしまったのだと思うが、統一して訂正しておきたい。

<p>格付基準点というのは、経審のP点の点数のことか。</p>	<p>経営事項審査の総合評定値P点に市が独自に主観点を加点して格付基準点としている。 加点については、過去2年間の工事成績が同種の工事の平均点より良ければプラスしている。</p>
<p>低入札価格調査票の「過去に施工した公共工事の実績」のところで、3本の下水工事にそれぞれ点数が付いて合格ということだが、この点数はどのように付けるのか。</p>	<p>主任監督員・総括監督員・検査職員の3名の総合点である。内訳としては、主任監督員が4割、総括監督員が2割、検査職員が4割で、すべて満点を取ると100点となる。</p>
<p>何点以上が合格なのか。</p>	<p>工事の検査については、会計法と地方自治法による給付の確認であるため、工事の品質・出来高・数量等を検査し、設計図書に基づく機能等を有しているか否かで合否判定をする。国・県等においても同じだが、点数が悪いから不合格という考え方ではない。合否判定をした上で、500万円以上の工事については、評定要領により点数を付している。</p>
<p>過去の工事について、問題なく合格はしていても、評点が70点代というのは、それほど良い点でもないような気がするが。</p>	<p>全て普通だと65点となり、それを基準点とした加減点方式を取っている。 つくば市では、5年前から優良工事建設業者の表彰を行っているが、監督員・検査職員がすべてBのやや良好をつけると78点になるため、表彰者選定の際に、78点以上を一つの目安として判断はしている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 審査に付された書類によって数値に違いがみられた箇所があったが、それを正しい値に訂正し統一されたい。 低入札価格調査票の「当該価格により入札した理由の適否」や「入札価格積算内訳の適否」については、より説得力のある表現で記述した方がよい。</p>	

【事案2】 26県補観整第2号筑波山梅林園路整備工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成26年8月26日
主管課	経済部 観光物産課
種別	土木一式工事
入札者数	1者（参加申請:2者）
予定価格	8,060,000円(税抜き)
落札額	8,050,000円(税抜き)
落札率	99.88%

質問・意見

回答・説明

公告文の「手持ち工事の数」のところが、事案1と比べて違うようだが。

一般的には、手持ち工事の数を2件までに制限し、受注機会の均等化を図っている。

ただし、優良工事建設業者の表彰を受けた者は、ご褒美として、手持ち工事が3件あっても、技術者等に余裕があれば入札に参加できるようにしている。

今年度の優良工事建設業者の表彰が6月6日であったため、その翌月の公告分から1年間有効で手持ち工事を1件プラスすることになる。

事案1は、まだ優良工事建設業者の表彰がされていなかった時期の発注ということか。

そのとおりである。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案3】 26春日小学校児童クラブ専有施設新築工事

《 随意契約 》

見積期日	平成26年6月13日
主管課	都市建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式工事
見積者数	5者
予定価格	67,830,000円(税抜き)
見積金額	67,500,000円(税抜き)
比率	99.51%

質問・意見

回答・説明

本事案は、年に2回入札不調となったケースであるが、そのような場合には随意契約に変更することができるという規定があるのか。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約によることができると地方自治法施行令で規定されている。

小学校の児童クラブの施設を建築する工事は、それほど難しい工事ではないように思えるが、このように不調が続くことは珍しくはないのか。

昨今の建築工事においては、人件費の高騰や人手不足等の問題があり、近隣自治体でも不調が多く発生している。

つくば市では、現在指名競争入札は行っていないと思うが、随意契約で5者選定しているところが、指名競争入札に似ているように思う。随意契約というと、1者だけを選定するのではないのか。

平成24年9月以降、建設工事については、全面的に一般競争入札に移行している。
随意契約については、特定の1者にしかできないような内容であれば別だが、基本的には2者以上から見積書を徴しなければならない。もちろん2者でもよいのだが、金額も大きいので、何者が適当かという議論はあると思うが、市の建築工事の実績のある業者を5者選定して、見積合せを行って契約したということである。

施工実績のある業者とは、過去の工事の評点が高い業者を選定したということか。

入札に付した際の入札参加資格要件で、格付基準点を700点以上としていたため、随意契約においても同じく700点以上の5者を選定しているが、工事成績については加味していない。
施工実績のある業者とは、学校の耐震補強工事等、市発注の建築工事の施工実績のある業者を選定したということである。

格付基準点が700点以上の業者が全部で5者しかなかったのか。

格付基準点が700点以上で、市内に本店又は営業所等がある業者は52者ある。そのうち、つくば市の施工実績等がある業者を5者選定した。

それ以外の業者は、実績がなかったということか。一般競争入札で応札した2者を選定したのはわかるが、加えて3者選定している。何か明確にわかるような客観的な基準はあるのか。

入札不調になった際の取扱の基準はある。
原則として、公告したランクを対象に地域性を考慮して業者選定すること、履行可能か確認して見積書を徴すること、2者以上から日時・場所を指定して見積書を提出してもらうこと、つくば市発注の手持ち工事としては2件までであること、それから、選定に当たっては業者の偏りがないようにすること等を庁内に通知している。

<p>全面的に一般競争入札に移行しておきながら、入札が不調に終わって随意契約によることとなった場合に、その業者選定の仕方として、ある程度明確な基準を示していないと、疑義が生じることになる。事務的に難しいところはあると思うが、もう少し基準を明確化できたらよいのではないか。</p> <p>例えば、工事評点を考慮し、78点以上の工事实績のある業者を選定すれば、より客観性・透明性が向上するのではないか。今後さらに入札契約事務を透明化するために前向きに検討していただきたい。</p>	<p>先に挙げた基準に加えて、工事評点の考慮についても検討していきたい。</p>
<p>予定価格超過で入札した2者については、失格ということではよいのか。失格ならば備考欄に記載しなければならぬと思うが。</p>	<p>今回は、たまたま1回目の見積合せで予定価格に達したが、もし1回目で全者共予定価格に達しなかった場合は、再度見積書の提出をお願いすることになる。予定価格に達しなかった時点で失格になってしまうとそこで終わりになってしまうため、失格という認識は持っていなかった。</p>
<p>《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 随意契約における業者選定時に、工事評点を考慮するなど、ある程度基準を明確化することを前向きに検討願いたい。</p>	

【事案4】 26まち交都市再生整備計画評価・策定業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成26年4月18日
主管課	企画部 企画課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	6者（参加申請:6者）
予定価格	5,540,000円(税抜き)
落札額	4,240,000円(税抜き)
落札率	76.53%

質問・意見

回答・説明

過去5年以内の業務実績を求めているが、5年以内に設定した根拠は。

この制度は、平成17年度からスタートしており、かなり多くの自治体で同じような事業の取り組みが行われているため、ある程度他の自治体の実績等を踏まえていることを考慮した。この計画は、国土交通省からの通達により、計画を定める期間は3～5年以内が望ましいとされているため、スタートから最後まで計画全体を通した実績のある業者を募りたいという趣旨で5年以内と設定した。

「確実に」履行した実績を評価するのは難しいと思うが、どのように判断するのか。

成果物として最終的には公表することが市町村に義務づけられている。過去に契約締結し履行した実績があれば公表されているということになるため、それを見れば確実に履行したと判断できる。

業者側から提出される資料に実績の業務名が記載してあり、対応する自治体のホームページを見れば実際の計画も出てくる。その計画を確認することにより、その業者が履行したという確認ができるということか。

そのとおりである。
ホームページに公表されている計画を見れば、確実に履行していることが確認可能である。

都市再生整備計画は、策定しないと社会資本整備総合交付金がもらえないため、ほぼ全市町村が策定しているはずである。となると、業務委託を受注している業者も多いと考えられるから、入札参加資格要件を満たすと想定した業者数が15者とは少ないのではないか。他の自治体を含めると、実際にはもう少し条件を満たす業者がいるのではないか。

都市再生整備計画は、かなり多くの市町村が定めているが、作らなければならないという義務規程ではないため、全ての市町村が策定しているわけではない。
また、条件を満たす業者は、全国的にはもっと多いと思うが、つくば市の入札参加資格を持つ業者の中で、こちらで確認できた業者数が15者であったということである。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 26市単コミュニティ道路化社会実験調査検討業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成26年9月25日
主管課	国際戦略総合特区推進部 スマートシティ推進課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	2者（参加申請:3者）
予定価格	4,730,000円(税抜き)
落札額	3,620,000円(税抜き)
落札率	76.53%

質問・意見

回答・説明

最低制限価格と同額で落札しているが、最低制限価格は事前公表か。

事後公表である。

予定価格が公表されているが、予定価格積算の根拠として、設計書等の内容については、業者の方ではどこまで事前にわかるのか。

公告時に設計図書・参考図書として、金額と人数を抜いた状態で公開している。何人必要か想定するのは応札者の積算するところによる。

その辺を想定すれば、予定価格は公表されているので、最低制限価格についても想定可能ということか。

直接人件費を算出し、経費と直接人件費を積み上げて予定価格と合致すれば、積算が正しいのではないかという想定ができると思う。
最低制限価格の算定式については、ホームページで公開しているが、予定価格の何パーセントという計算式ではない。委託の種類によって経費の内容は違うが、直接人件費・その他原価・一般管理費等それぞれについて、この経費については何割といった最低制限価格の算定式がある。つまり、人件費がいくら、経費がいくらと算出できれば、最低制限価格ピッタリの額が出ることもある。

先の事案4も最低制限価格と同額で落札し、落札率も本事案と同じである。両者の落札率はたまたま一致したということであって、最低制限価格を設定するときの数値として固定されている訳ではないと理解して良いか。つまり設計内容によって、変動するということか。

そのとおりである。
当然パーセンテージは変動するが、近似値のものであれば、同じようなパーセンテージが出る場合もある。

執行伺の「コスト削減対策」のところにある、「国土技術政策総合研究所の協力を得ることでコストを削減する。」とは、具体的にどのような形でコストが削減されるのか。

つくば市・筑波大学・国土技術政策総合研究所の3者で交通関係の研究会を立ち上げている。
例えば、つくば市が持っているバスの乗降者数の情報や統計調査等を国総研の方で収集・蓄積・分析したデータなどがある。また、国総研独自で市内の人の動きなどを調査したデータがある。そういったものを業者が単独で集計するのは大変な作業になると思うので、市から情報提供して、作業時間を短縮することで、コスト削減に繋がるのではないかと考えている。

業務の場合は、工事のように低入札価格調査制度の失格基準価格は適用しないのか。

測量コンサル関係については、すべて最低制限価格制度を適用している。

<p>最低制限価格を下回った場合は、調査をせずに失格になるのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>入札参加資格で業務実績を求めているが、過去何年の実績なのか。</p>	<p>業務実績については、現時点では、過去何年といった縛りはなく、「過去にこのような事業を行った実績があるかどうか」ということである。</p>
<p>参考意見として、やはりある程度過去何年以内に縛った方がよいと思う。もし、30年前の実績を持って、業務実績があるとしても、その実績が通用するかどうか非常に疑問である。業者数を増やすためにもある程度幅が広い方がいいとは思いますが、過去10年などの幅は設けた方がよいと思う。</p>	
<p>入札参加資格要件にある「バス交通、自転車交通等の交通に係る業務」というのは、これらの業務を実際に行っているコンサルタントということか。</p>	<p>自治体や企業からバス交通、自転車交通等の政策について、過去に何かしらの業務委託を元請けとして請け負ったことがある業者ということである。コミュニティ道路を整備し、自動車から公共交通や自転車交通等に転換してもらうことで、低炭素化を図ることを目指しているため、バス政策や自転車のまちづくりなどの業務に関わりを持ったことのある業者ということである。</p>
<p>入札参加資格を満たすと想定した業者数が117者に対して、入札参加申請者数が3者とは少ないのではないか。</p>	<p>建設コンサルタントの資格要件を満たす業者が117者ということであるため、そのうち過去の業務実績がある業者がどのくらいあるのかはわからない。コミュニティ道路と同じような業務を発注している自治体があるかどうか過去2年間程を調べたところ、2年間のうちにはなかった。</p>
<p>そもそも「つくば環境スタイル”SMILe”」というのは、他の市町村にないようなものであり、その中でコミュニティ道路というものも他の自治体ではあまりないとしたら、当然そのコンサルを請け負っている業者は少ないはずである。</p> <p>入札参加資格のうち地域要件と資格要件を満たすのが117者ということであれば、審議事案説明書の入札参加資格を満たすと想定した業者数のところに、単に業者数だけではなく、何の要件を満たすのかという説明を加えた方がいいのではないか。</p>	<p>検討していきたい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 入札参加資格要件の業務実績については、ある程度期間を区切って設定した方がよい。 審議事案説明書の中の想定業者数に関しては、入札参加資格要件を踏まえ、単に業者数だけではなく、何の要件を満たすのかという説明を加えるなど、書き方を工夫してもらいたい。</p>	

【事案6】 25高機能消防指令センター総合整備事業・高機能消防指令システム装置購入

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成26年5月28日
主管課	消防本部 消防指令課
種別	その他の物品
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	379,950,000円（税抜き）
落札額	365,000,000円（税抜き）
落札率	96.07%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格要件で過去3件以上の実績を求めているが、何年以内の実績か。

消防指令センターについては、電波法の改正により、平成28年5月までに、現在のアナログ無線からデジタル無線へ移行しなければならず、各消防本部とも整備を進めている。平成28年5月までに、無線の整備と併せて指令センターも整備する流れであるため、他の消防本部においても、指令センターの構築は過去5～7年くらい止まった状態である。よって、過去5年以内などと区切ってしまうと、入札参加資格を満たす業者がほとんどいなくなってしまうため、過去何年以内とは区切っていない。

実績を3件以上に設定した根拠は。

高機能消防指令センターは、地域住民の安全を守る特殊なシステムである。国で定められた基準があるため、実績を踏まえた業者が受注することが安全なシステムの構築に繋がると考え、3件以上の実績を求めたものである。

地域指定はなしか。

現在市内に1業者はあるが、地域を指定すると参加者があまりいなくなってしまう。製造メーカーも全国で5者程度であるため、地域指定無しとした。

実績を3件以上にすることによって、対象者が狭められたのではないか。1～2件でも実績があると認めてもよかったのでは。

この指令センターが始まって約25年くらい経過している。全国の消防本部は約750か所あるため、主要メーカーであれば、通常請け負っているはずの件数であるため、安全性を期すために3件以上とした。

現在も既存の機器はあると思うが、今回の落札業者は、今ある機器を納めた業者と同じか。

同じである。

やはりノウハウ等を知っているから受注してくるのだろうか。

アナログからデジタル無線への移行に当たり、平成26～27年度がピークの時期を迎えているため、全国的にどうしても既設のメーカーが受注するよう傾向があるようだ。

<p>入札書がこれまでの様式と違うような気がするが。</p>	<p>電子入札は、建設工事と物品等とでシステムが分かれている。こちらは物品等の電子入札システムを利用しているため、入札書の様式が若干異なっている。</p>
<p>予定価格を算出するのに当たり、見積りを取っているようだが、見積書は何者から徴したのか。</p>	<p>3者から取っている。</p>
<p>3者から徴した見積書をどのように設計書に反映させたのか。</p>	<p>見積書については、一番低い価格のものを採用し、積算している。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案7】 26つくば市障害福祉計画(第4期)策定に係る業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成26年6月26日
主管課	福祉部 障害福祉課
種別	その他の役務
入札者数	1者 (参加申請:2者)
予定価格	3,900,000円(税抜き)
落札額	3,880,000円(税抜き)
落札率	99.49%

質問・意見

回答・説明

第3期までの計画と第4期の関係は。

障害福祉計画については、障害者へのサービス全般に関して、実績と目標数値の兼ね合いを全体的に見ているものであり、過去1～3期の実績と目標値を検証しながら第4期計画の策定を行っている。また、この計画は、障害者総合支援法の規定に基づき、国の指針に則して作っていくものである。国・都道府県・市町村も含めて全国一斉に行う計画となっていて、今回も各自治体で計画策定をしている。

入札参加資格設定の経緯及び理由のところに、「過去5年間に大規模な法改正が行われたため、その背景を理解していないと計画策定が困難である」とあるが、これは、どのように法改正が行われたかという背景を理解していないといけないということか。

そのとおりである。
以前は、措置制度があり、この障害福祉計画が始まる時点では、障害者自立支援法でサービスが展開されていた。その後、平成25年に障害者総合支援法が施行され、平成26年度に全面移行という大きな制度改正の流れがある。そういった背景を理解していないと、対応に苦慮すると考えている。

入札書の様式が、事案6の物品の購入と同じで、事案4・5の業務委託とは違うようだが。

茨城県の電子入札システムは、建設工事とコンサル業務が同じシステムで、労務の提供的な役務と物品が同じシステムである。この案件は、委託内容がコンサル的なものより作業的な部分が多いということで、役務で発注している。

システムが2つに分かれているのには、何か理由があるのか。

茨城県では、建設工事・コンサル関係は土木部、物品役務関係は会計事務局で入札を行っているため、それぞれ別に電子入札システムを管理している。

<p>応札者が1者だけで、落札率も高い。入札参加資格の設定が厳しかったのでは。</p>	<p>障害福祉計画は3年に一度だが、それとは別に障害者基本法で、障害者計画という障害者福祉の一般的な施策を行う計画も5年に一度定めなければならないことになっている。つくば市は5年に一度の中間評価と3年に一度の障害福祉計画が重なっており、障害者計画は次年度に持ち越したが、市町村によっては、それらをまとめて一緒に行う判断をしたところも多数ある。結果的に人員を多く割かなければならないため、辞退した業者がたくさんいたと聞いている。併せて、福祉関係の計画策定をする業者がかなり限られている中で、子ども・子育て支援法が新たに制定され、子育て支援の計画が全国的に一斉に行われており、コンサル関係の業者がかなりそちらで手一杯であり、既存の計画に人を割くことが難しく、業者が絞られてしまったと考えている。</p>
<p>業務の中心は、つくば市が計画策定するのに対して、コンサルタント業務というよりもそれに必要なアシスタント的な役務業務をお願いするということである。となると、それほど背景を熟知していることや策定実績があることが必要なのか。イニシアチブはつくば市であり、その指示に従って動く役務だと判断した場合に、その点はどうなのか。</p>	<p>過去5年程で、国連の障害者権利条約の批准に向けて5～6つの法改正が行われている。その中で、計画策定に関わる部分としては、これまで障害者というと、障害者手帳を持っていることが前提であったが、発達障害の方や難病の方など診断書で判断できる方々も含まれるようになった。このように障害者の範囲が広がったことに関しても理解がないと、数値の設計も正しくできないため、やはりこれまでに計画を策定した業者でないと難しいのではないかという判断をした。</p>
<p>役務に関してもそういったノウハウが必要な内容のものであるということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	